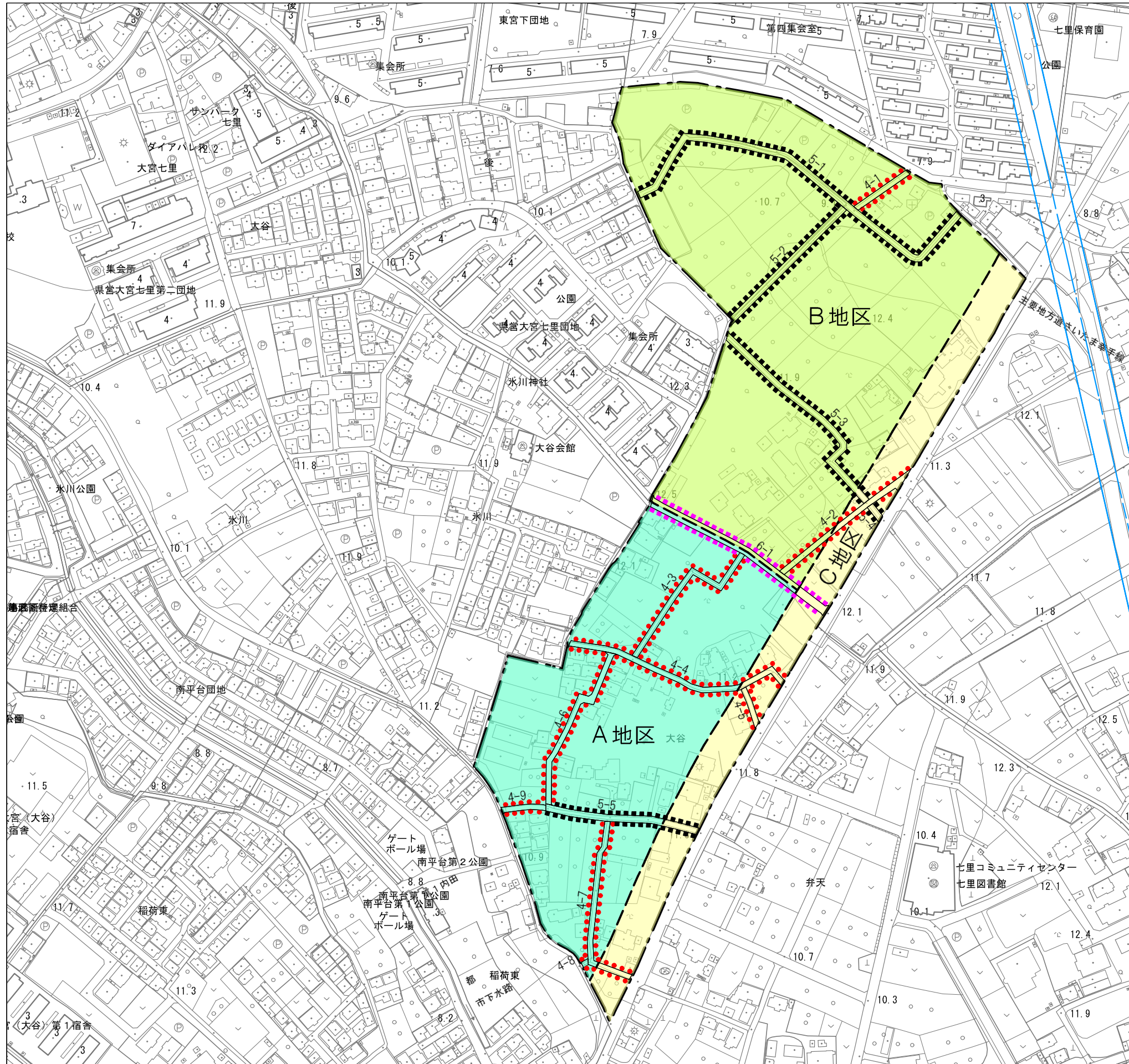


大谷北部地区地区計画 地区整備計画図 (2/2)



凡 例			
地区計画区域・地区整備計画区域 (面積: 約 11.0ha)			
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 公衆浴場	A地区	
	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 公衆浴場 2 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	B地区	
	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(ニ)項第2号に規定する工場 2 ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	C地区	
最低敷地面積	120㎡	全地区	
高さの最高限	12m	B地区	
	15m	C地区	
壁面の位置の制限	道路中心線から2.0m以上		
	道路中心線から2.5m以上		
	道路中心線から3.0m以上		
	敷地面積120㎡以上の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(ただし、地区施設の道路の場合は、その境界線とする。)までの距離は、0.75m以上とする。	全地区	
壁面後退区域における工作物の設置の制限	計画図に示す壁面の位置の制限の範囲内に、塀、さく、門、看板等の地区施設の妨げとなる工作物を設置してはならない。	全地区	
形態・色彩・意匠の制限	1 建築物等の色彩は原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとする。 2 屋外広告物は美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を避け、周囲の環境との調和に充分配慮したものとする。	全地区	
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、景観、防災や防犯に配慮したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ①生垣や植栽を中心とした素材のもの ②宅地地盤面からの高さが0.6m以下の基礎の上にフェンス等の透視可能なもの、かつ、宅地地盤面からの高さが1.5m以下のもの	全地区	

